

No.26 1991. 4. 20

## 電話帳の著作物性を否定 —— アメリカの最新判例 ——

Feist Publications, Inc, v. Rural Telephone Service Company, Inc

### 1. はじめに

アメリカ連邦最高裁は3月27日、電話帳のホワイトページの著作物性を否定する判決を全員一致で下した。編集著作物に関し、いわゆる「額に汗」の理論を真向から否定しており、非常に重要な判例になると思われる。殊に米国では、データベースを編集著作物 (compilation) の一つとしてとらえており、今回の判決は、編集性まで奪わないかぎりデータの利用を公認したことになり、実務への影響も大きいと思われる。一、二審の判決を覆したものである。

### 2. 事実関係

原告の Rural 社はカンサス北西部で電話事業を営む認可事業者で、電話加入者の申込書をソースとして電話帳を発行している。この発行はカンサス州条例で年一回行なうことを義務づけられている。電話帳はホワイトページ (氏名をアルファベット順に並べ、町名と電話番号が記載されている) とイエローページ (加入者のうち営業者を分野、特徴で分類しアルファベット順に記載されている) を合せてでき上っている。この電話帳は無料で加入者に配布されるが、Rural 社はイエローページで広告料収入を得ることができる。

被告の Feist 社は出版会社で広域の電話帳を専門に発行している。同社の電話帳は15カウンティ、11エリアをカバーしており、ホワイトページで Rural 社が7,700人分であるのに対し46,878人分のリストを提供していた。Feist 社もホワイトページとイエローページを合せた電話帳を無料で配布していたが、イエローページの広告に関し Rural 社と激しく競争していた。

Rural 社は電話会社だから加入者情報が簡単に入手できるのに対し、Feist 社は電話会社ではないので、カバーする11の電話会社に有償の使用を申し出たが、Rural 社だけ許諾を拒んだ。やむなく Feist 社は Rural 社の許諾なしにそのホワイトページを利用した。同社は、自社のカバーする範囲外の数千のリストを除いた上、残る4935人分につき人を雇って、Rural 社に報告された情報の確認をし、また追加的情報の入手に努めた。その結果、Rural 社版ではほとんど記載されていない個人のストリート名も含んでいた。しかし、Feist 社の1983年版の46,878リストのうち、1309のリストは Rural 社の1982-83年版のリストと同一であり、そのうち4つは Rural 社がコピー発見のために挿入した架空名であった。

### 3. 裁判所の判断

事実は著作物（権）性はないということと、事実の編集物は一般に著作物性があるということとの間に緊張がある。これを解くキーはオリジナリティーである。

オリジナリティーは憲法上の要請であり、保護される著作物は知的作業の結果である。

事実は保護されないが、事実の編集物は著作物性を獲得しうる。編集物は、オリジナルな選択又は配列があるかぎり著作権保護の最小限を満たすことができる。

しかし、編集著作権保護には制限があり、作品の構成要素のうち、編集者にオリジナルなものにだけ及ぶ。

編集者が自前の文章を加えず、事実自体に語らせる場合、何が表現になるかは一層とらえ難いものとなる。この場合、事実の選択・配列の仕方だけが表現となりうる。しかし、フォーマットがどれ程オリジナルであっても、事実自体がオリジナルなものとなるわけではない。

かくて、事実編集物の著作権は弱いものとなる。後続の編集者が編集物を作成するにあたり、先行者の編集物に含まれている事実を自由に利用することができる。同じ選択・配列を用いない限り。

後続者は、原著者が強制したコンテキストから同じ事実やアイデアを分離し、再述、再編することができる。原著者がこの世ではじめてその事実を発見したり、アイデアを提唱した者であったとしても。

〔原〕編集者の労働＝成果の多くを、対価なしで他人が使えるとすることは、不公正に見えるかもしれない。…しかし、著作権の目的は著作者の労働に報いることではなく、「学術及び有用な技術を促進すること」である（憲法1条8項8号）。この目的のために、著作権は著作者にオリジナルな表現に対する権利を確保しているが、他の者がその作品の伝達するアイデア

や情報の上に自由に〔別の作品を〕構築することを奨励しているのである。アイデア / 表現又は事実 / 表現の二分法は一切の著作物に適用される。

1909年法の規定を誤解した判例がいくつかあった。同法5条には事実編集物が特に規定されていたことから、これらの裁判所はディレクターの類をそれ自体で著作物性があるもので、「オリジナルな ― 個人的な (personal) ― 著作であることの立証を要しない」と誤って推測してしまった。

さらに悪いことに、これらの裁判所は、事実編集物の保護を正当化するために新しい理論を生み出した。「額に汗」又は「勤勉な収集」と言われるもので、その基礎にある考えは、著作権は事実を編集することに向けられた重労働に対する報酬である、というものである。

「額に汗」論には幾多の欠陥があるが、最も明白なものは、編集著作物の保護を選択及び配列（これが編集者の寄与したものであるが）を超えて事実それ自体に及ぼしていることである。この説によれば、侵害に対する抗弁は独立製作だけということになってしまう。

「額に汗」論の裁判所は、後続者が先行作に含まれた事実依存して時間や努力を節約することは絶対に禁じられる、と宣言するものである。しかし、アイデアや事実著作権を禁止することが防ごうとしたのは、まさにそうした無駄な努力なのである。公有物に独占権を生み出すことは著作権の原理をゆがめる。

議会は、1976年法で新しい2つの規定を置いた。第一に、編集物が当然に著作物性があるわけではないことを明らかにするために、議会は「編集著作物」の定義を設けた。第二に、編集著作物の著作権が事実そのものにまで及ばないことを明らかにするために103条を設けた。

1976年法101条の「編集著作物」の定義は次のとおり。

「『編集著作物』とは、既存の資料又は材料を収集して作り上げた著作物であって、それらの資料又は材料の選択、調整又は配列によって出来上がった著作物が全体として独創的な著作物を成すものをいう。『編集著作物』は、集合著作物を含む。」

これは3つの要件に分けられる。

- (1) 既存の材料、事実、データの収集、集積
- (2) これらの材料の選択、調整又は整列
- (3) 特定の選択、調整又は配列によって「オリジナルな」著作物を創作すること

単に材料等を集めただけでは足りない。選択、調整、配列しさえすれば著作権保護が与えられるわけではない。条文上、著作権保護が与えられるには、事実が、作品が全体としてオリジナルなものとなる「ようなやり方で」(in such a way) 選択、調整、配列されなければならない。

オリジナリティーは、ただ、著者が選択又は配列を独立して行なったこと（すなわち、他の作品の選択又は配列をコピーしなかったこと）及びそれらが最小限の創造性 (creativity) を示していること、を要求するだけである。

この要件で、著作物性のある編集物になったとしても、保護は限定されている。103条は、その著者のオリジナルな寄与だけを保護するのであって、その作品が伝達した事実や情報には及ばないのである。

先行作に含まれる事実は自由に使うことができる。なぜなら、著作権は、起源が編集者にある要素（事実の当該選択、調整、配列）だけを保護するものだからである。

（本件への適用について）オリジナリティーは厳重な要件ではないが、事実の選択または配列の要件〔判断〕において創作性はそもそも要求されない、というほど機械的又はルーティン的なものではない。オリジナリティーの基準は低い。しかし、存在するものである。

原告のホワイトページは、最小限の創作性さえ欠いている。名前をアルファベット順に配列することには創作性が少しもない。

Rural社のホワイトページはオリジナリティーの要件を欠くから、そのリストをFeist社が使っても侵害にはならない。この判決は、Rural社がそのディレクトリーを編集するために費やした労力を軽視するものと解釈されるべきでなく、著作権は労力ではなくオリジナリティーに報償を与えるということを明らかにするものと解釈されるべきである。

控訴審判決破棄。

#### 4. 若干のコメント

編集著作物を代表とする事実の著作物の扱いに関しては、芸術的著作物とも機能的著作物とも異なった考慮要素がある。

編集著作物の製作過程は大別すると、

- ① 事実の収集
- ② その選択・配列

の要素からなる。①は労力の要素が強く、②は知的要素が強い。このいずれを強調するかによって、保護のあり方は変わってくる。米国著作権法は、大陸法系の著作権法に比して、一般に経済性を重視する傾向があり、上の①、②についても①を重視して労力を保護するものが多かった。他人の労力（収集努力）に只乗りしてはいけない、というわけである（そうでないと先行者は経済的に不利になるから）。

米国でも、第2、5巡回区は、②の要件を尊重してきたと言われているが、大勢は①の要件に傾いていた。本判決は、明確に②重視を打ち出した画期的な判決である。①重視説の論拠である「額に汗」論をはっきりと否定した。

この判決は、著作権の原理解釈（憲法解釈を含む）をていねいに展開しており、最高裁が他分野の著作物に関する判断にも積極的に動き出そうとしているのではないかと期待さえ持たせられる。全般的に著作権保護の拡張傾向にあった米国下級審にも大きな影響を与えるものと思われる。